

令和7年8月1日
総務企画局企画調整部

市政記者 各位

外国人材の受入れ・共生のための取組みの推進に関する国への提言について

標記の件について、以下のとおり法務省に対して提言活動を実施しましたので、お知らせします。

記

- 日時及び場所
日 時 令和7年7月31日（木） 16:00
場 所 法務省
- 提言者 福岡市長 高島 宗一郎
- 提言先 法務大臣 鈴木 馨祐
- 提言内容 別紙のとおり
- 提言活動の様子



【問い合わせ先】

提言に関すること

総務企画局企画調整部 中岳・池田

TEL 092-707-2129（内線 3861）

提言内容に関すること

総務企画局国際部多文化共生課 村山・山崎

TEL 092-707-0286（内線 1011）

11 外国人材の受入れ・共生のための取組みの推進

提言事項

- (1) 外国人材の受入れ・共生に関する施策を所管する「外国人庁」を新たに創設
- (2) 外国人材の受入れ・共生に関する施策等の主体的な実施
- (3) 地方自治体が多文化共生施策の事務の一部を担う場合の財政支援
- (4) 外国人材が大都市圏等へ集中して就労することとならないようにするための必要な措置

【内閣官房、法務省】

外国人の受入れについては、国において特定技能、技能実習を始めとする在留資格の制度の見直しが行われ、拡大が図られているところです。それにより、福岡市においても、令和7年4月末時点で在住外国人数は約55,000人と、過去最高を更新し続けており、今後もさらなる外国人とその家族の増加が見込まれております。

福岡市においては、国により示されている「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、多言語による情報提供や、生活ルール・マナーの周知・啓発、一元的相談窓口の設置、外国人住民との交流支援など、様々な取組みを進めているところですが、多文化共生施策については国の責任において対応すべきものであることを踏まえ、「外国人庁」を創設し、強力なリーダーシップのもと取組みを推進するよう提言いたします。

特に、全国で共通する課題への対応や、入国前の日本語、日本の社会・文化・生活ルール等の教育、学校や企業等の受入れ機関への指導など、国が主体的に実施するとともに、安心して外国人との共生が進められるよう、不法就労など法令に違反する外国人については引き続き適切な対策を行っていただきますようお願いいたします。

また、政府方針により在住外国人数が増加する中、多文化共生施策の更なる推進が求められる一方で、本市が実施する各種施策に係る国からの補助金は、全体の事業費の約1割程度となっています。とりわけ、外国人受入環境整備交付金等につきましては、令和6年度から国の予算不足により、交付要綱の交付率を下回っており、地方の負担が増大しております。今後とも、住民に最も身近な行政サービスを提供する基礎自治体として、日本人はもとより外国人にも住みやすいまちづくりに取り組んでいくために、地方自治体が国に代わって多文化共生施策の一部を担う場合は、国において十分な財源を確保するとともに

に、地域の実情に応じて実施する施策で活用できるよう、交付対象事業の拡大や上限額の引上げ、新たな交付金制度の創設など、地方公共団体の財政支援を実施されますよう提言いたします。

また、市民や地元企業のグローバル化を進める観点からも、外国人材の確保は地方でも重要な課題であり、都市間競争が激しさを増す中、外国人材がより高い待遇を求め、東京をはじめとする大都市圏等へ集中して就労することとならないようにするため、地方の外国人材を雇用する事業者への、助成金の充実を含めた支援拡充など、実効性の高い措置を講じられますよう提言いたします。